

○福岡県都市公園条例

昭和五十二年三月二十八日

福岡県条例第十二号

改正 昭和五十六年三月三〇日条例第二一号

昭和五十八年二月二四日条例第三号

昭和五十九年三月三十一日条例第五号

昭和六十一年三月三十一日条例第二五号

昭和六三年三月三〇日条例第一〇号

平成元年三月三十一日条例第一五号

平成四年三月三〇日条例第一九号

平成六年一〇月一四日条例第二七号

平成七年七月一九日条例第三〇号

平成九年三月三十一日条例第四六号

平成一二年三月二九日条例第四一号

平成一四年三月二九日条例第三六号

平成一六年三月二九日条例第二三号

平成一七年三月三〇日条例第三二号

平成一七年六月二九日条例第四〇号

平成一七年七月四日条例第四二号

平成一八年三月三十一日条例第二三号

平成一九年二月二八日条例第三〇号

平成二〇年三月三十一日条例第一〇号

平成二一年一〇月一九日条例第五四号

平成二四年七月三日条例第四五号

平成二四年一〇月一二日条例第六五号

平成二六年三月三十一日条例第七号

平成二七年七月二一日条例第四〇号

平成二七年一二月二五日条例第六三号

平成二八年三月二九日条例第二一号

平成二八年一二月二七日条例第五五号

平成二九年三月三〇日条例第一一号

平成二九年一〇月六日条例第三〇号
平成二九年一二月二六日条例第四三号
令和元年七月一六日条例第五号
令和二年三月三十一日条例第二二号
令和二年一〇月六日条例第四三号
令和四年一〇月四日条例第三五号
令和五年六月二七日条例第三一号
令和六年三月二六日条例第二五号
令和七年二月二五日条例第一二号

福岡県都市公園条例をここに公布する。

福岡県都市公園条例

目次

第一章 総則（第一条）

第一章の二 都市公園の設置（第一条の二―第一条の七）

第二章 都市公園の管理（第二条―第十一条）

第二章の二 工作物等の保管の手続等（第十一条の二―第十一条の六）

第三章 使用料（第十二条―第十四条）

第四章 雑則（第十五条―第十八条）

第五章 罰則（第十九条・第二十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第一章の二 都市公園の設置

（都市公園の配置及び規模の基準）

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県が設置する都市公園は、国及び地方公共団体が設置する都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準を十平方メートルから都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第一条の二に規定する市民緑地の県民一人当たりの敷地

面積を控除して得た面積以上として県内の都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して県民が容易に利用することができるよう配置する。

二 県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）のうち、主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とするもの、主として運動の用に供することを目的とするもの及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とするもので、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

三 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築）

第一条の三 都市公園においては、できる限り建築物を建築しないものとする。ただし、都市公園の機能の増進に資する場合はこの限りではない。

（公園施設の建築面積の基準）

第一条の四 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第一条の五 政令第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第六条第六項に掲げる場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百

分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前各項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(運動施設に関する基準)

第一条の六 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第一条の七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の条例で定める基準は、別表第五に定めるとおりとする。

第二章 都市公園の管理

(有料公園施設等の利用の承認)

第二条 別表第二に掲げる公園施設、知事が指定する公園施設又は別表第三に掲げる都市公園の一部を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。

一 他人に迷惑を掛け、又は危険を及ぼすおそれのある者

二 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

三 伝染性疾患がある者

四 予定された利用者の数を超えることとなる者

五 その他利用させることにより、当該公園施設の設置目的に照らして、管理運営上支障があると認められる者

六 公益を害し、又は害するおそれがあると明白に認められる者

(利用者の義務)

第三条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 利用に関し、法令又はこの条例若しくはこれに基づく利用に関する規程その他命令等に違反しないこと。

- 二 他人に迷惑を掛け、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
- 三 風紀を乱す行為をしないこと。
- 四 みだりにごみその他の汚物を捨てないこと。
- 五 知事の指示に従い、善良な管理者の注意をもって公園施設を利用すること。
- 六 その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

(行為の制限)

第四条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が管理のため必要がある場合又は知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 土地の形質を変更すること。
 - 三 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - 四 知事が指定する場所以外の場所で、又は知事が指定する用具以外の用具で鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - 五 はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
 - 六 貨物の積載又はけん引の用に供する車馬、し尿車、ごみ運搬車その他知事が指定する車馬等を取り入れること。
 - 七 前号の車馬等以外の車馬等（自転車等を除く。）を知事が指定する場所以外の場所へ取り入れ、又はとめて置くこと。
 - 八 知事が指定する禁止区域に立ち入ること。
 - 九 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 十 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 十一 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用すること。
 - 十二 都市公園をその用途外に利用すること。
- 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他知事が指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項ただし書の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項及び知事が指示する事項を記載した申請書を知事に提出して許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項ただし書又は前項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、若しくは制限し、又は第二条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 公衆の利用に危険であると認められるとき。
- 二 公の行事、都市公園に関する工事その他これらに類する事由により県において公園施設の利用を停止する必要が生じたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の適正な管理運営を保つため必要があるとき。

(許可申請書の記載事項)

第六条 法第五条第一項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

一 公園施設の設置許可申請書

- イ 申請者の住所、氏名又は名称及び職業又は営業種目
- ロ 公園施設の種類及び数量
- ハ 設置の目的
- ニ 設置の期間
- ホ 設置の場所
- ヘ 公園施設の構造
- ト 公園施設の管理方法
- チ 工事の実施方法
- リ 工事の着手及び完了の時期
- ヌ 都市公園の原状回復の方法
- ル その他知事が指示する事項

二 公園施設の管理許可申請書

- イ 申請者の住所、氏名又は名称及び職業又は営業種目
- ロ 管理しようとする公園施設の所在、種類及び数量
- ハ 管理の目的
- ニ 管理の期間
- ホ 管理の方法
- ヘ その他知事が指示する事項

三 許可を受けた事項の変更許可申請書

- イ 申請者の住所、氏名又は名称及び職業又は営業種目
- ロ 変更しようとする事項

ハ 変更しようとする理由

ニ その他知事が指示する事項

2 法第六条第二項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び職業又は営業種目

二 工作物その他の工作物等又は施設（以下「工作物等」という。）の種類及び数量

三 工作物等の管理方法

四 工事の実施方法

五 工事の着手及び完了の時期

六 都市公園の原状回復の方法

七 その他知事が指示する事項

（設計書等）

第七条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けようとする者は、当該許可申請書に設計書、仕様書その他知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

（連帯保証人）

第八条 知事は、公園施設の設置又は管理の許可に際し、必要があると認めるときは、知事が認める連帯保証人を立てさせることができる。

（公園施設の管理の休止）

第九条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の管理を休止しようとするときは、あらかじめ理由を付して知事の許可を受けなければならない。

（軽易な変更）

第十条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

一 工作物等の内部の塗装又は工作物等の外部の色彩を変えない塗装

二 工作物等の構造を変えない修繕

三 工作物等の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

（監督処分）

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした承認又は許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、都市公園を原状に回復すること若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

二 この条例の規定による承認又は許可に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による承認又は許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。

三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第二章の二 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十一条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十一条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。

二 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第十一条の六において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県公報に掲載すること。

(工作物等の価額の評価の方法)

第十一条の四 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価額、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十一条の五 知事は、法第二十七条第六項の規定により保管した工作物等については、規

則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第十一条の六 知事は、法第二十七条第四項の規定により保管した工作物等（同条第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させるほか、規則で定めるところにより返還するものとする。

第三章 使用料

(使用料)

第十二条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定による許可を受けた者は、別表第一に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料の額の算定方法は、次のとおりとする。

- 一 年額で定めた使用料で、使用の期間に一年未満の端数がある場合は、月割により計算し、一月に満たない日数については、一月とみなして計算する。
- 二 月額で定めた使用料で、使用の期間に一月未満の端数がある場合は、その端数が十五日を超えないときは一月分の二分の一、十五日を超えるときは一月分として計算する。
- 三 使用の面積一平方メートルを単位として定めた使用料で、使用の面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとみなして計算する。
- 四 使用の面積十平方メートルを単位として定めた使用料で、使用の面積に十平方メートル未満の端数があるときは、十平方メートルとみなして計算する。
- 五 使用の長さに一メートル未満の端数があるときは、一メートルとみなして計算する。

第十三条 削除

(使用料の減免)

第十四条 知事は、国又は地方公共団体の行う事業のための都市公園の占用であり、かつ、公益上必要があると認めるときは、当該占用をする者の申請により使用料の一部又は全部を免除することができる。

2 知事は、公園施設を当該公園施設又はその建設資金を寄附した者に管理させようとする場合は、その者の申請により使用料の一部又は全部を免除することができる。ただし、当該公園施設の設置の日から二十年を経過したものについては、この限りでない。

3 知事は、国又は他の地方公共団体が公園施設を設け、又は管理する場合は、その申請に

より使用料の一部又は全部を免除することができる。

第四章 雑則

(届出)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- 二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- 三 第一号に掲げる者が、法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- 四 法第二十六条第二項又は第四項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- 五 法第二十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- 六 都市公園を構成する土地又は工作物等について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- 七 第十一条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第十六条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第十七条 第二条から第十五条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第十七条の二 都市公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第二条第一項の規定による利用の承認に関する業務
- 二 第三条第五号の規定による利用者への指示
- 三 第四条第一項ただし書及び第三項の規定による許可に関する業務

- 四 第五条の規定による利用の禁止及び制限並びに承認の取消し
 - 五 第十一条の規定による承認又は許可の取消し、その効力の停止及びその条件の変更
(第二条第一項の規定による利用の承認又は第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定による許可に係るものに限る。)
 - 六 第十二条第一項の規定による使用料(第四条第一項ただし書又は第三項の規定による許可に係るものに限る。)の徴収
 - 七 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 2 前項の場合における第二条から第五条まで及び第十一条の規定の適用については、第二条第一項中「知事の」とあるのは「指定管理者の」と、同条第二項、第三条、第四条第二項から第四項まで及び第五条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四条第一項ただし書中「知事が」とあるのは「知事又は指定管理者が」と、「知事の」とあるのは「指定管理者の」と、第十一条第一項中「知事」とあるのは「知事(第二条第一項の規定による利用の承認又は第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定による許可に係る処分にあつては、指定管理者)」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事(第四条第一項ただし書又は第三項の規定による許可に係る処分にあつては、指定管理者)」とする。
- (指定管理者の指定の手続)
- 第十七条の三 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 事業計画書
 - 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認めた者を指定管理者に指定するものとする。
- 一 前条第一項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
 - 二 安定的な経営基盤を有しているものであること。
 - 三 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
 - 四 法その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
 - 五 その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則

で定める事項

- 3 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十七条の四 指定管理者は、次に掲げる基準により、都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 法その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

(秘密保持義務)

第十七条の五 指定管理者及び都市公園の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、都市公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第十七条の六 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

- 2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第二及び別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
- 4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。
- 5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。
- 6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、別表第二に掲げる公園施設又は別表第三に掲げる都市公園の一部を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。
- 7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第十七条の七 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第五章 罰則

(過料)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項又は第三項（第十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる行為をした者
- 二 第十一条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

(権限の代行)

第二十条 法第五条の十一の規定により、知事に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(福岡県都市公園使用料及び手数料条例の廃止)

- 2 福岡県都市公園使用料及び手数料条例（昭和三十九年福岡県条例第三十七号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「公の施設条例」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に改正前の公の施設条例第五条ただし書、第百六条及び第百八条ただし書（第百十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく承認又は許可を受けている者は、当該承認又は許可に係る期間の満了するまでは、従前と同様の条件によりこの条例の規定による承認又は許可を受けたものとみなす。

5 この条例の施行の際、現に法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けている者に係る使用料について、旧条例の規定によりなされた納入の告知は、この条例の規定によりなされた納入の告知とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年条例第二一号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中一 野球場の使用料の表のその他の公園に係る部分及び二 庭球場の使用料に係る部分は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年条例第三号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年条例第五号）

この条例は、昭和五十九年五月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中第一号の野球場の使用料の表に備考を加える部分は同年四月一日から、別表第二に一号を加える部分は同年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年条例第二五号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二に一号を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県都市公園条例の規定による許可を受けた者に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年条例第一〇号）

この条例は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

（福岡県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の福岡県都市公園条例の規定による許可又は承認を受けた者に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成四年条例第一九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の福岡県都市公園条例の規定による利用の承認又は許可を受けた者に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第二七号）

この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第三〇号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成七年規則第五六号で平成七年九月二三日から施行）

附 則（平成九年条例第四六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県都市公園条例の規定による利用の承認又は許可を受けている者に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第四一号）

この条例は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第三六号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第二三号）

この条例は、平成十六年五月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（九を加える部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四〇号）

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四二号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青少年文化センター条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県営住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に係る規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 この条例による改正前の福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県都市公園条例及び福岡県立久留米スポーツセンター条例の使用料又は利用料金に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成一八年条例第二三号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第三〇号）抄

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一〇号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第五四号）

この条例は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四五号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成二五年規則第六号で平成二五年四月二七日から施行）

附 則（平成二四年条例第六五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第七号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二七年条例第四〇号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成二八年規則第六七号で平成二八年一月一日から施行）

附 則（平成二七年条例第六三号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第二一号）

この条例は、平成二十八年四月三日から施行する。ただし、別表第二に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成二八年規則第五九号で平成二八年七月一六日から施行）

附 則（平成二八年条例第五五号）

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第五号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条中福岡県都市公園条例別表第五の一の項の改正規定 公布の日

附 則（令和二年条例第二二号）

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第三一号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和五年規則第三五号で令和五年一〇月二一日から施行）

附 則（令和六年条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年条例第一二号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第十二条関係）

一 公園施設を設置又は管理する場合の使用料

イ 公園施設を設置する場合

区分	単位	東公園及び大濠公園	その他の公園
建築物である公園施設（春日公園の駐車場に設けられる屋根を除く。）	一平方メートルにつき 一月	二一五円	八五円
建築物でない公園施設	一〇平方メートルにつき 一月	六五円	

ロ 公園施設を管理する場合

区分	単位	金額
売店、飲食店その他これらに類する公園施設	一平方メートルにつき一月	一、〇三〇円
右以外の建築物である公園施設	一平方メートルにつき一月	七六五円
建築物でない公園施設（舟遊施設を除く。）	一〇平方メートルにつき一月	八五円
舟遊施設（関連施設を含む。）	一〇平方メートルにつき一月	四一円

二 都市公園を占用する場合の使用料

区分	単位	金額
電柱、支柱、支線、標識その他これらに類するもの	一本につき一年	一、一三〇円

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年		一、七四五円
郵便差出箱	一個につき一年		六九〇円
送電塔その他これに類するもの	一平方メートルにつき一年		八七〇円
高圧電線路その他これに類するもの	一平方メートルにつき一年		四二五円
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径又は外辺が〇・一メートル未満のもの	一メートルにつき	八五円
	外径又は外辺が〇・一メートル以上〇・四メートル未満のもの	一年	三五〇円
	外径又は外辺が〇・四メートル以上のもの		八七〇円
	その他のもの	一平方メートルにつき一年	二二〇円
通路、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けられるもの	一平方メートルにつき一年		二二〇円
公共駐車場で地下に設けられるもの	階数が一のもの	一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
	階数が二のもの		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
	階数が三以上のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
太陽電池発電施設で春日公園の駐車場に設けられるもの	一平方メートルにつき一年		四〇五円
警察署の派出所、天体、気象又は土地観測施設その他これらに類するもの	一平方メートルにつき一年		七七五円
工事用板囲い、足場、詰所その他の	一平方メートルにつき一日		六五円

工事用施設及び工事用材料の置場		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	一平方メートルにつき一日	六五円

備考 Aは、当該地の時価を表すものとする。

三 第四条第一項に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位		金額
行商その他これに類するもの	三日以内	一件	一九〇円
	四日以上十四日以内	一件	六五〇円
	十五日以上一月以内	一件	一、三一〇円
業として写真を撮影するもの	一月以内	一件	一、九八〇円
業として映画を撮影するもの	十四日以内	一件	六、六三〇円
	十五日以上一月以内	一件	一三、二七〇円

別表第二（第二条、第十七条の六関係）

一 野球場

単位	都市公園名	金額
二時間以内	中央公園	四九〇円
	名島運動公園	九九〇円
	春日公園	三、八三〇円
	筑豊緑地	二、七一〇円

備考

- 一 春日公園及び筑豊緑地については、競技者のすべてが学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に二分の一を乗じて得た額とする。
- 二 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に千分の百三を乗じて得た額とを合算した額とする。

三 野球場に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

二 庭球場

単位			金額
庭球場		一面二時間以内	六八〇円
練習場	一般	一回一時間以内	一四〇円
	学生	一回一時間以内	八〇円

備考

一 この表において「学生」とは、学校教育法第一条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

二 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

三 集会所

イ 西公園の集会所

区分	単位・金額		
	午前八時三十分から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後十時まで
集会所	二、一八〇円	三、二七〇円	三、八二〇円

ロ 大濠公園の集会所

区分	単位・金額		
	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後九時まで
座敷	二、七一〇円	三、四三〇円	三、〇七〇円
西の間	二、四六〇円	三、〇六〇円	二、八三〇円
次の間	一、四七〇円	一、九六〇円	一、七二〇円
立礼席	二、六九〇円	三、五三〇円	三、〇九〇円
茶室（全室）	九、一五〇円	一一、〇三〇円	一〇、二八〇円
茶室（八畳）	五、八九〇円	七、〇二〇円	六、六四〇円

備考 イ及びロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

四 球技場

単位	金額
四時間以内	九、九二〇円

四時間を超えると一時間ごとに	二、四八〇円
----------------	--------

備考

- 一 競技者のすべてが学校教育法第一条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に二分の一を乗じて得た額とする。
- 二 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に千分の百三を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 三 球技場に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

五 大濠公園能楽堂

区分			単位・金額				
			午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午後一時から 午後九時まで
入場料 を徴収 しない 場合	舞台	平日	一一、三四〇 円	一五、一六〇 円	二六、五一〇 円	一三、六五〇 円	二八、八二〇 円
		土・日・ 休日	一四、一二〇 円	一八、九八〇 円	三三、一一〇 円	一六、九〇〇 円	三五、八九〇 円
	見所	平日	二六、一六〇 円	三四、九六〇 円	六一、一三〇 円	三一、三八〇 円	六六、三四〇 円
		土・日・ 休日	三二、七六〇 円	四三、六五〇 円	七六、四一〇 円	三九、三六〇 円	八三、〇一〇 円
	楽屋	平日	六、一三〇円	八、〇九〇円	一四、二二〇 円	七、四〇〇円	一五、五〇〇 円
		土・日・ 休日	七、六三〇円	一〇、一八〇 円	一七、八二〇 円	九、一四〇円	一九、三三〇 円
	全館	平日	四三、六四〇 円	五八、二二〇 円	一〇一、八七 〇円	五二、四四〇 円	一一〇、六七 〇円
		土・日・ 休日	五四、五三〇 円	七二、八二〇 円	一二七、三五 〇円	六五、四一〇 円	一三八、二四 〇円
入場料 を徴収	舞台	平日	二二、六九〇 円	三〇、三四〇 円	五三、〇三〇 円	二七、二一〇 円	五七、五五〇 円

する場合		土・日・休日	二八、三六〇円	三七、八六〇円	六六、二三〇円	三四、〇三〇円	七一、九〇〇円
	見所	平日	五二、四五〇円	六九、八二〇円	一二二、二八〇円	六二、九九〇円	一三二、八二〇円
		土・日・休日	六五、五四〇円	八七、三一〇円	一五二、八五〇円	七八、六二〇円	一六五、九四〇円
	楽屋	平日	一二、一五〇円	一六、三二〇円	二八、四七〇円	一四、五八〇円	三〇、九一〇円
		土・日・休日	一五、二七〇円	二〇、三八〇円	三五、六五〇円	一八、二九〇円	三八、六七〇円
	全館	平日	八七、二九〇円	一一六、四九〇円	二〇三、七九〇円	一〇四、七九〇円	二二一、二九〇円
		土・日・休日	一〇九、一八〇円	一四五、五六〇円	二五四、七五〇円	一三〇、九六〇円	二七六、五二〇円

備考

一 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を、「平日」とはこれら以外の日をいう。

二 この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合をいう。

六 旧福岡県公会堂貴賓館

種別	単位	金額			
		個人		団体	
		一般	児童	一般	児童
入館料	一人・一回	二五〇円	一二〇円	一九〇円	九五円

備考

一 この表において「一般」とは十五歳以上の者を、「児童」とは十五歳未満の者をいう。

二 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された三十人以上の集団をいう。

三 次の者の入館料は、無料とする。

- 1 六歳未満の者
- 2 六十五歳以上の者
- 3 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

七 駐車場

都市公園名	区分	単位		金額
大濠公園	普通自動車	一台	二時間以内	二二〇円
			二時間を超えるとき三十分ごとに	一七〇円
	中型自動車 大型自動車	一台	三時間以内	一、五六〇円
			三時間を超えるとき三十分ごとに	二六〇円
筑後広域公園	普通自動車	一台	二時間以内	無料
			二時間を超えるとき一時間ごとに	一〇〇円

備考

- 一 普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条の規定するところによる。
- 二 筑後広域公園の項の規定は、筑後広域公園芸術文化交流施設に隣接する駐車場に限り適用する。

八 多目的広場

都市公園名	単位			金額
筑豊緑地	球技場	全面	二時間以内	三、一三〇円
		半面		一、五六〇円
	ソフトボール場	一面	二時間以内	六二〇円
筑後広域公園	球技場	全面	二時間以内	四、〇四〇円
		半面		二、〇二〇円
	多目的運動場	全面	二時間以内	三、一三〇円
		半面		一、五六〇円
	多目的広場	全面	二時間以内	六二〇円
		半面		三一〇円

	屋根付広場	一面	一時間以内	六九〇円
--	-------	----	-------	------

備考

- 一 競技者のすべてが学校教育法第一条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に二分の一を乗じて得た額とする。

- 二 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

九 研修室

単位	都市公園・施設名	金額
一時間	名島運動公園	三七〇円
	春日公園	
	筑豊緑地	
	筑後広域公園（管理宿泊棟を除く。）	
	筑後広域公園（管理宿泊棟）	二、〇八〇円

備考 筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、二分の一の面積で使用できるものとし、この場合の額は、一、〇四〇円とする。

十 プール等

イ 占用使用の場合

区分		単位	金額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	二〇、八三〇円
		午後一時から午後五時まで	二七、七八〇円
		午後六時から午後九時まで	二五、〇〇〇円
		午前九時から午後五時まで	四八、六二〇円
		午後一時から午後九時まで	五二、七八〇円
		午前九時から午後九時まで	七三、六二〇円
	夏季期間（屋外プール）	午前九時から正午まで	二三、八一〇円
		午後一時から午後五時まで	三一、七五〇円
		午前九時から午後五時まで	五五、五六〇円
	温水期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	三一、二七〇円
		午後一時から午後五時まで	四一、六九〇円
		午後六時から午後九時まで	三七、五二〇円

		午前九時から午後五時まで	七二、九六〇円
		午後一時から午後九時まで	七九、二二〇円
		午前九時から午後九時まで	一一〇、四九〇円
トレーニング室		午前九時から正午まで	九、四三〇円
		午後一時から午後五時まで	一二、五七〇円
		午後六時から午後九時まで	一一、三二〇円
		午前九時から午後五時まで	二二、〇〇〇円
		午後一時から午後九時まで	二三、八九〇円
		午前九時から午後九時まで	三三、三二〇円
フィットネスルーム		二時間	九〇〇円

ロ 個人使用の場合

区分		単位	金額	
プール	夏季期間 (屋内プ ール・屋外 プール)	二時間	一般	三六〇円
			生徒	二〇〇円
			児童(屋内プールのみ)	一五〇円
		二時間を超えるとき三 〇分ごとに	一般	九〇円
			生徒	五〇円
			児童(屋内プールのみ)	四〇円
	温水期間 (屋内プ ール)	二時間	一般	五二〇円
			生徒	三一〇円
			児童	二〇〇円
		二時間を超えるとき三 〇分ごとに	一般	一三〇円
			生徒	八〇円
			児童	五〇円
トレーニング室		二時間	一般	三六〇円
			小学生・生徒	一八〇円
		二時間を超えるとき一 時間ごとに	一般	一八〇円
			小学生・生徒	九〇円
フィットネスルーム		二時間	一般	二〇〇円
			小学生・生徒	一〇〇円

	二時間を超えるとき	一般	一〇〇円
	時間ごとに	小学生・生徒	五〇円

備考

- 一 この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 二 この表において「夏季期間」とは七月一日から九月三十日までを、「温水期間」とは十月一日から翌年の六月三十日までをいう。
- 三 この表において「児童」とは幼児並びに小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 四 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日におけるプール及びトレーニング室の占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の二割増の額とする。
- 五 占有使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第一条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に二分の一を乗じて得た額とする。
- 六 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に千分の百三を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 七 プールの占有使用の場合、一コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の七分の一とし、屋外プールは当該使用区分の額の八分の一とする。
- 八 個人使用の場合、十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の十回分に相当する額とする。
- 九 次の者は、無料とする。
 - 1 六十五歳以上の者
 - 2 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの
- 十 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

十一 体育館

イ 占用使用の場合

区分	単位・金額					
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
アリーナ	三、七一〇円	四、九五〇円	六、一九〇円	八、六七〇円	一一、一五〇円	一四、八七〇円

ロ 個人使用の場合

単位	金額	
二時間	一般	二四〇円
	小学生・生徒	一〇〇円
二時間を超えると一時間ごとに	一般	一二〇円
	小学生・生徒	五〇円

備考

- 一 この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 二 この表において「小学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 三 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の二割増の額とする。
- 四 占用使用の場合、利用者のすべてが学校教育法第一条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に二分の一を乗じて得た額とする。
- 五 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に千分の百三を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 六 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分

の額に、規則で定める額を加算する。

七 アリーナは、二分の一又は四分の一の面積で占用使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ二分の一、四分の一とする。

八 次の者は、無料とする。

- 1 六十五歳以上の者
- 2 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

九 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

十二 宿泊施設

イ 一般利用の場合

区分	単位・金額	
	一人利用	二人以上利用
Sタイプ	八、七七〇円	七、六七〇円
Aタイプ	六、五八〇円	五、四八〇円
Bタイプ	五、四八〇円	四、三八〇円
Cタイプ	四、三八〇円	

ロ 合宿利用の場合

単位	金額
一人	一、六七〇円

備考

- 一 この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ十四畳以上の部屋、十畳部屋、八畳部屋又は六畳部屋のことをいう。
- 二 この表において「合宿利用」とは、八名以上が同時に備考一に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
- 三 この表中の金額は、いずれも一泊、一人当たりの料金とする。
- 四 表中の料金には、食事料は含まない。
- 五 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

十三 筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設

区分	単位・金額					
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで

大交 流室	平日	九、九三〇円	一三、二四〇円	一三、二四〇円	二三、一七〇円	二六、四八〇円	三六、四一〇円
	土・日・休日	一一、九一〇円	一五、八八〇円	一五、八八〇円	二七、八〇〇円	三一、七七〇円	四三、七〇〇円
教室・工房一		二、四四〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	五、七一〇円	六、五二〇円	八、九八〇円
教室・工房二		二、四四〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	五、七一〇円	六、五二〇円	八、九八〇円
教室・工房三		一、八五〇円	二、四六〇円	二、四六〇円	四、三一〇円	四、九四〇円	六、七九〇円
教室・工房四		一、七五〇円	二、三四〇円	二、三四〇円	四、一〇〇円	四、六八〇円	六、四四〇円
教室・工房五		三、三三〇円	四、四四〇円	四、四四〇円	七、七七〇円	八、八八〇円	一二、二一〇円
教室・工房六		一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、五一〇円	四、〇一〇円	五、五三〇円
エントランス ギャラリー		一、〇五〇円	一、四一〇円	一、四一〇円	二、四八〇円	二、八四〇円	三、九一〇円
教室・工房A		三、六〇〇円	四、八一〇円	四、八一〇円	八、四三〇円	九、六三〇円	一三、二五〇円
教室・工房B		一、五三〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、五八〇円	四、一〇〇円	五、六四〇円
教室・工房C		一、七二〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	四、〇三〇円	四、六〇〇円	六、三三〇円

備考

- 一 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を、「平日」とはこれらの日以外の日をいう。
- 二 利用者が利用の際第三者から規則で定める額を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、この表に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に百分の三百を乗じて得た額とする。
- 三 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。
- 四 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

十四 ドッグラン

単位	金額
犬一頭につき一回	二〇〇円

備考 十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、十回分に相当する額とする。

十五 スケートボード場

単位	金額	
	一般	児童・中学生
一人・一回	三〇〇円	一〇〇円

備考

- 一 この表において「児童」とは幼児並びに小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者を、「一般」とは十五歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

二 次の者は、無料とする。

- 1 六十五歳以上の者
- 2 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

十六 バイシクルモトクロス場

都市公園名	単位	金額
筑後広域公園	一人・一回	一、二〇〇円

備考 次の者は、無料とする。

- 一 六十五歳以上の者
- 二 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

十七 オートキャンプ場

都市公園名	区分	単位	金額
筑後広域公園	キャンプサイト（一二〇平方メートル）	一区画・一回	六、六〇〇円
	キャンプサイト（二〇〇平方メートル）		一一、〇〇〇円
	ドギーサイト		一七、〇〇〇円

別表第三（第二条、第十七条の六関係）

都市公園の一部

都市公園名	有料部分	種別	単位	金額			
				個人		団体	
				一般	児童	一般	児童
大濠公園	日本庭園	入園料	一人・一回	二五〇円	一二〇円	二〇〇円	一〇〇円

備考

- 一 この表において「一般」とは十五歳以上の者を、「児童」とは十五歳未満の者をいう。
- 二 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された三十人以上の集団をいう。
- 三 次の者の入園料は、無料とする。
 - 1 六歳未満の者
 - 2 六十五歳以上の者
 - 3 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

別表第四 削除

別表第五（第一条の七関係）

番号	施設名	整備基準
一	園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この表において同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。 ロ 車止めを設ける場合は、九十センチメートルの間隔を標準とし、車止めの前後に百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。 ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

	ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。 二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ニ 縦断勾配は、四パーセント以下とし、五十メートル以上続く場合は、途中で百五十センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず四パーセントを超える場合は、斜路の両端に百八十センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、少なくとも片側に手すりを設け、手すりは、斜路の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けることとして、最大でも八パーセント以下とすること。 ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。 ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ト 通路を横断する排水溝には蓋掛けをし、通路に設ける格子蓋、マンホール等は、可能な限り通路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは、車椅子の車輪、つえの先等が引っ掛からない形状とすること。 チ 縁石の切下げ寸法は、幅百二十センチメートル以上、段差は、二センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、十パーセント以下とすること。
--	--

	リ 危険落下防止用の縁石は、高さ十センチメートル以上とすること。 三 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 手すりが両側に設けられていることとし、特に幅の広い場合は中間に設けるとともに、階段の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けること。 ロ 手すりの取り付け高さは、大人用八十センチメートル、子供用六十センチメートルを標準とし、その端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。 ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ニ 踏面は、降雨時においても滑りにくい仕上げとし、踏面と段鼻の段差がないこと。 ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ト 階段の両端には、百二十センチメートル以上水平な部分を設けること。 チ 高さが二百五十センチメートルを超える階段にあつては、高さ二百五十センチメートル以内ごとに踏幅百二十センチメートル以上の踊り場を設け、踊り場には段差を設けないこと。 リ けあげの寸法は十六センチメートル以下、踏面の寸法は三十センチメートル以上、けこみの寸法は二センチメートル以下、有効幅員は九十センチメートル以上とすることとし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。 ヌ 階段の位置は、床の舗装材を変えたり、注意喚起用床材等により明確に表示し、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと。 四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障が
--	---

	いのある人等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。 ロ 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず四パーセントを超える場合は、傾斜路の両端に百八十センチメートル以上の水平部分を設け、手すりは、傾斜路の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けることとし、最大でも八パーセント以下とすること。 ハ 横断勾配は、設けないこと。 ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。 ヘ 手すりが両側に設けられていることとし、方向の変わる場合でも途切れさせないこと。 ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 六 高齢者、障がいのある人等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）第三条第六号に規定する視覚障害者誘導用ブロックをいう。以下この表において同じ。）その他の高齢者、障がいのある人等の転落を防止するための設備が設けられていること。 七 視覚障がい者誘導用ブロックは、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 色は原則として、黄色とすること。ただし、これにより難い場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色とすること。 ロ 大きさは、縦三十センチメートル、横三十センチメートルとし、
--	---

		形状は、日本産業規格T九二五一に適合するものを標準とすること。 八 二の項から十の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。
二	屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
三	休憩所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ニ 戸を設ける場合は、幅八十センチメートル以上とし、高齢者、障がいのある人等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

		二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、八の項の基準に適合するものであること。
四	管理事務所	三の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
五	野外劇場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、二の項第一号の基準に適合するものであること。 二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ニ 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。 ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下

		とすることができる。 へ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ト 高齢者、障がいのある人等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がいのある人等の転落を防止するための設備が設けられていること。 三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合は当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、八の項の基準に適合するものであること。 五 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。 ロ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ハ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
六	野外音楽堂	五の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する野外音楽堂について準用する。
七	駐車場	一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

		二 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 車椅子使用者用駐車施設の位置は、公園の出入口又は建造物の間近であり、車の動線を横切らないところで、かつ、可能な限り勾配の少ないところとし、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 ロ 歩道や園地から支障なく出入りできること。 ハ 幅は三百五十センチメートル、奥行き五百センチメートル以上とすることとし、当該施設の後部には、幅百三十五センチメートル以上の安全路を設けること。
八	便所	一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ロ 男子用小便器を設ける場合は、一以上の手すり付床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 ロ 高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 三 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 （１） 幅は、九十センチメートル以上とすること。 （２）（３）に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 （３） 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける

		場合は、傾斜路を併設すること。 (4) 高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 (5) 戸を設ける場合は、原則として幅九十センチメートル以上の引き戸又は外開き戸とし、高齢者、障がいのある人等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 四 第二号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 ニ 高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 ホ 大きさは、車椅子使用者の出入り及び転回が可能なものとし、間口、奥行きともに二百センチメートル以上を標準とすること。 ヘ 便器その他の機器は、車椅子使用者の動作上支障のないように配置すること。 五 第三号イ(1)及び(5)の規定は、前号の便房について準用する。 六 第三号イ(1)から(3)まで及び(5)並びに第四号ロからヘまでの規定は、第二号ロの便所について準用する。この場合において、第四号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
九	水飲場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 使用のため接近する方向の床に奥行き百五十センチメートル以上、幅九十センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限り段差を設けないこと。

		二 下部には、高さ六十五センチメートル以上の空間を確保すること。 三 飲み口の高さは、車椅子使用者が腰掛けたまま使用できるよう七十六センチメートルを標準とし、水栓は、使用しやすい位置及び構造とすること。
十	手洗場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する手洗場を設ける場合は、高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造のものであること。
十一	掲示板	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 高齢者、障がいのある人等の円滑な利用に適した構造のものであること。 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
十二	標識	一 十一の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人等が利用する標識について準用する。 二 一の項から十一の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、一の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。